

自由フランスから第四 共和國までの基本法 (一) 譯

山本浩三

フランス第四共和國憲法の成立を明にするためには第三共和國の崩壊過程につくまねばならない。そのばあい、どうしても暗礁にのりあげる。ヴィシー政府とド・ゴール政府の合法性・正統性の問題である。この問題は、しかし、別に用意している論文にまかせよう。

ここではヴィシー政府を無視して、ド・ゴール政府（自由フランス政府）の成立から第四共和國までの基本法とみなされるものを選び反譯した。

Text は Duguit, Monnier, Bonnard, Bérlia の *Les Constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*. を使用した。宮澤教授の「フランス第四共和制憲法について」からは多く教えられた。

一 自由フランス政府

一九四〇年六月二二日、ペタン内閣は獨佛休戦條約を締結した。これよりさき、レイノ「内閣の陸軍次官としてロンドンに

自由フランスから第四共和國までの基本法 (一) 譯

派遣されていたド・ゴール將軍 (C. de Gaulle) はペタン内閣を認めず、六月十八日、BBCを通じて、れいの「フランスは戦闘には負けたが戦争には負けていない……」の歴史的なレヂスタンス聲明を放送した。六月二七日、彼は自由フランス人の首長の名稱を用いた。八月七日、英國のチャチル首相との往復書簡によつて、彼は公式に英國政府によつて、彼の下に集合した全自由フランス人の首長たることが確認された。(Text は自由フランス政府の最初の基本法としてこの往復書簡をのせている)

一九四〇年十月二七日、ド・ゴール政府の中樞機關として命令第一號 (譯) により、帝國防衛協議會が設立された。十一月十六日、ド・ゴールはヴィシー政府の合法性を否定し、みずからの政府の正統性を表明する組織的宣言 (Déclaration organique) を公にした。

一九四一年十一月二四日、命令第十六號 (譯) により國民委員會が設けられた。

一九四二年、自由フランスが戦うフランスに變化する。その基本法として同章 (Circulaire) を譯しておいた。

戦争のあいだ公權力を組織し、帝國防衛協議會 (Le Conseil de Defense de l'Empire) を設けずる命令第一號。

人民とフランス帝國の名において、自由フランス人の首長、

余、ド・ゴール將軍は、命令する。

第一條 正式で敵から獨立するフランス政府とフランス人民の議會が構成されうるまで、敵の支配から解放された帝國のすべての部分における公權力は、一九四〇年六月二三日以前のフランスの法律に基き、次のような條件で行使される。

第二條 帝國防衛協議會が創設される。その職務はフランスに對する忠誠を存續させ、國外の安全と國內の安全を警戒し、經濟活動を指導し、帝國の領土の住民の精神的結合を維持することである。

この協議會は、本國の解放のために、すべての領土において、戰爭の全般的指揮を行い、フランスの領土の防衛とフランスの利益にかんする諸問題を諸外國と商議する。

第三條 決定は自由フランス人の首長によつて、必要に應じて、防衛協議會との協議ののちになされる。

これらの決定のうち一般的な性格をもつものは、帝國の官報と臨時にフランス赤道アフリカの官報で公布される命令 (*ordonnance*) の形式で定められる。これらの命令はその内容にしたがつて、その公布の日から法律 (*loi*) 又は統令 (*décret*) の効力をもつ。

第四條 防衛協議會は、通常は參事院、破毀院そして時には、高等法院に歸屬する裁判權を行使する機關の組織を任命する。

第五條 行政權は、通常は諸大臣に歸屬するのであるが、自由フランス人の首長によつて任命された諸部長 (*directeurs de services*) によつて行使される。

第六條 防衛協議會の本據は、最良の條件で戰爭を指揮するために適當な地におかれる。

第七條 この命令に反するすべての規定 (*disposition*) は廢止される。

第八條 この命令は帝國官報と臨時に、フランス赤道アフリカの官報で公布される。

一九四〇年十月二十七日

ブラザヴィルにて制定

C・ド・ゴール

自由フランスの公權力の新組織を定める命令第十六號

フランス人よ、

人民と帝國の名において、

自由フランス人の首長、余、ド・ゴール將軍は、

一九四〇年十月二十七日と十一月十二日の命令と一九四〇年十一月十六日の組織的宣言により、

戰爭状態より生ずる情勢が國民議會の充分な集會とすべての自由な表現を妨げつづけていることを考え、

フランス共和國の憲法と法律が敵の行爲と、敵に協力する權

力の奪取者によつて、本國と帝國の全領土で侵犯され、なお侵犯されていることを考え、

さまざまな證據が、フランス國民の大多數は、暴力と裏切りによつて強制された制度を受け入れるどころか、自由フランスの權力の中にその希望と意思の表現をみていることを明にしているのを考え、

フランス帝國の領土とフランス委任統治領、及び祖國の侵略者に對して連合國の側で、戰爭をつづけるために、余のもとに集合したフランス軍の増大する重要さに應じて、自由フランスの權力が、事實において、かつ臨時の資格で、公權力の通常の權限を行使できるようになることが重要であると考え、

命令する。

第一條 戰爭狀況に應じ、かつ國の意思が敵から獨立な方法で表現できるフランス人民の議會がつくられるまで、公權力の臨時の行使は、この命令によつて定められた條件で確保される。

第二條 統令によつて任命される委員で構成する、國民委員會が創設される。

自由フランス人の首長、ド・ゴールは國民委員會の議長である。

第三條 國民委員會の第一回の集會から、公權力の行使はつぎの定めにしたがう。

自由フランスから第四共和國までの基本法(一)譯

法律の性質をもつ規定は、命令の目的となり、國民委員會で審議され、自由フランス人の首長、國民委員會の議長によつて署名され、公布され、國民委員の一名または若干名によつて一致して副署され、證明される。これらの命令は強制的にかつ可能となり次第ただちに、國民議會の承認をうける。

規則の性質をもつ規定は統令の目的となり、國民委員の一名又は若干名の提案あるいは報告に基き、自由フランス人の首長、國民委員會の議長によつて與えられ、この國民委員の一名又は若干名によつて副署される。

第四條 通常は憲法にしたがい兩議院の承認をうける國際條約と國際協約は、前條に定められた條件で與えられる命令による批准をうけてから發効する。

第五條 國民委員會の構成員である國民委員は、個人的又は合議的に、通常はフランスの諸大臣に所屬するすべての權限を行使する。各行政省の權能と限界は統令によつて決定される。

國民委員の一人は、統令によつて、行政省 (*les departemens administratifs Civils*) 間の全般的配置の責務を負う。その委員は統令によつて任命された祕書課長 (*Secrétaire général*) によつて補佐される。

國民委員は自由フランス人の首長、國民委員會の議長に對して責任を負う。

第六條 外國の外交代表は自由フランス人首長、國民委員會

の議長のもとに信任される。

自由フランスの外交代表は統令によつて任命され、自由フランス人の首長、國民委員會の議長によつて信任される。

第七條 自由フランス人の首長、國民委員會の議長は、もしも國民委員會の本據に不在となる場合、統令と前記第四條に規定されていない國際協約の署名に關しては、その不在の場合に委員會の副議長として、彼によつて委任された國民委員に對してその權限のすべて又は一部を委任することができる。

第八條 高級委員 (Hauts Commissaires) 一般的代理人 (Délégués généraux) 一般的總督 (Gouverneurs généraux) と總督 (Gouverneurs) は、おのおのその權能の限界で、かつ現行の法律・命令と規則の範圍内で、決定によつて (par arrêté) これらの法律・命令・規則の適用の一般的又は個別的なすべての手續 (mesures) を自由に制定することができる。

第九條 國民委員會に、可能なかぎり廣く國民の世論の表現をもたらすように定められた評議會の組織は、命令によつて、のちに任命せられる。

第十條 一九四〇年十月二七日の命令第一號の第二條によつて設立されたフランス帝國防衛協議會は、自由フランス人の首長、國民委員會の議長が主宰する。

この協議會の構成は統令によつて定められる。

協議會は、帝國の領土の防衛に關する問題、前記の領土の戰

争行動への参加に關する問題について評議意見 (avis consultatif) をのべる。これらの意見は、あるいは自由フランス人の首長の慫慂による集團的あるいは協議會の構成員の發議による個別的な文書の又は電報の評議の對象となる。

第十一條 國民委員會の本據は、最良の條件で公權力の行使と全般的指導を確保するための適當な地に、自由フランス人の首長、國民委員會の議長によつて定められる。

第十二條 一九四〇年十月二七日の命令第一號の第二條、第四條、第五條、第六條及び命令第二號、一九四〇年十一月十二日の命令第五號及び命令第六號の第二條と第三條及び一般的方法でこの命令に反するすべての法律的、規則的規定は廢止される。

第十三條 この命令は自由フランスの官報に公布される。

一九四一年九月二四日

ロンドンで制定

C・D・ゴール

《自由フランス》から《戦うフランス》への名稱の變化にかんする回章。

自由フランスから戦うフランスへの名稱の變化にしたがつてわれわれの用語を確定する必要がある。

1 *自由フランス*から*戦うフランス*に名稱を代える決定をすることにより、本國內で活潑にレジスタンスに参加しているすべての團體の加盟を受理することにより、國民委員會は次のことを指示することに決定した。

《*戦うフランス*》は、自由フランスの軍隊、海外の領土、外國にいるフランス人によつて表される*自由フランス*と侵略者と敵の支配の下に活動している偽りの政府によつて奪取された權力に對して戦つてゐる、囚われのフランスを同時に包括する。

自由フランスと囚われのフランスは、それ以來、唯一で同一フランスたる戦うフランスの二つの構成部分にすぎない。

2 公の文書 (acte) と行政文書において、これから、ド・ゴール將軍は、戦うフランスの首長と國民委員會の議長の二つの資格で表示される。

II 自由フランスの領土と軍隊

敵の支配からすでに解放された海外の領土は、當然のことだが、以前の名稱を保持する。自由フランスのアフリカについてはとくにそうである。

自由フランス軍とその三つの部分、陸軍、海軍、空軍についても同様である。

III 外交委員 (Délégué) と外交委員會

1 國民委員會の外交官と領事の職務をはたす自由フランス

自由フランスから第四共和國までの基本法(一)譯

の外交委員は*國民委員會の委員*の資格を保持する。

2 これに反して、外國に住んでいる自由なフランス人を寄せ集めるだけの自由フランスの委員會は以前の名稱を保持する。

IV 附屬機關

1 自由な領土あるいは將來、解放されることになる領土に對してのみ貨幣發行の特權をもつてゐる、自由フランスの中央銀行は以前の名稱を保持する。

2 自由フランスと同様に囚はれのフランスにも關係する原文 (Text) を公表する自由フランスの官報は戦うフランスの官報の名稱を用いる。

3 ラ・レットル・ド・ラ・フランス・リーブル (La Lettre de la France Libre) と自由フランスのさまざまな出版物はラ・レットル・ド・ラ・フランス・コンバタン (La Lettre de la France combattante) と自由軍にたいしてだけ認められている出版物を除いて、戦うフランスの出版物となる。

V 通信に關する具體的規定

1 さきの指示に従つて*自由フランス*あるいは*自由フランスの中央銀行*の名で發行された銀行券、補助貨幣、郵便切手の書式 (libellés) は變更されてはならない。

2 三軍に交附された公の標章についても同様である。

3 國民委員によつて利用される便箋とスタンプ (timbres)

自由フランスから第四共和國までの基本法(一)譯

humides)の標題はだんだんとストックが消耗し、配置祕書課長によつて定められた原型(modèle)にしたがつてのみ變更されねばならない。

一九四二年七月二九日

ロンドンで制定

C・ド・ゴール